

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

#### 【特記仕様書記載例】

##### ○ 検査書類限定型工事

1. 本工事は検査書類限定型工事の対象である。
2. 受注者が検査書類限定型工事の実施について、監督職員と協議し、実施が可能であると判断された場合には、監督職員からの指示により実施する。
3. 実施内容は以下のとおりとする。

##### (1). 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

- ①施工計画書、②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）、
- ③工事打合せ簿（協議）、④工事打合せ簿（承諾）、⑤工事打合せ簿（提出）、
- ⑥品質規格証明書、⑦出来形管理図表、⑧品質管理図表、⑨品質証明書、
- ⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（地方整備局工事成績評価実施要領の別紙－5①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

##### (2). 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。